

福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例

平成28年3月23日

条例第14号

改正 平成31年3月20日条例第7号

福井市ガラガラ山総合公園の設置及び管理に関する条例（平成18年福井市条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 自然に親しむ野外活動の場を提供し、健康づくりの推進と地域の観光の発展に寄与するため、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

（位置）

第2条 キャンプ場の位置は、福井市赤坂町第66号84番地とする。

（施設）

第3条 キャンプ場を構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) ログキャビン
- (2) オートキャンプ場
- (3) ドッグラン
- (4) バーベキューハウス
- (5) テニスコート
- (6) 多目的広場
- (7) こどもの広場
- (8) 芝生広場
- (9) サニタリー棟

（休場日）

第4条 キャンプ場は無休とする。ただし、第17条の規定による指定を受けてキャンプ場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、キャンプ場の管理及び運営において必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、休場日を設けることができる。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、当該休場日について、キャンプ場の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、天候その他のやむを得ない事由によりキャンプ場

を利用することが危険であると判断した場合等は、市と協議のうえ臨時に休場日を設けることができる。

(利用時間)

第5条 キャンプ場の施設(以下「施設」という。)の利用時間は、次の各号に掲げる施設の利用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、キャンプ場の管理及び運営において必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、利用時間を変更することができるものとする。

- (1) ログキャビン又はオートキャンプ場の宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで(連続して宿泊する場合における最終日以外は、午後3時から翌日の午後3時まで)
- (2) ログキャビン若しくはオートキャンプ場の休憩又はドッグラン、テニスコート若しくは多目的広場の利用 午前9時から午後5時まで
- (3) こどもの広場、芝生広場又はサニタリー棟の利用 午前9時から午後5時まで(ログキャビン又はオートキャンプ場の宿泊利用者がいる場合は、午前9時から翌日の午前9時まで)
- (4) バーベキューハウスの利用 午前9時から午後5時まで(ログキャビン又はオートキャンプ場の宿泊利用者がいる場合は、午前9時から午後9時まで)

2 指定管理者は、施設の利用時間について、キャンプ場の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

(入場料)

第6条 キャンプ場に入場する者(以下「入場者」という。)は、指定管理者に入場料を支払わなければならない。

2 入場料の額は、200円(中学生以下の者にあつては、無料)を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該入場料の額について市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、入場料をその収入として収受するものとする。

(入場者の遵守事項等)

第7条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設又はその附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、又は破損しないこと。

- (4) 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらを損傷する行為をしないこと。
- (5) 土地の形質を変更しないこと。
- (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所に汚物若しくは廃物を捨て、又はこれらを放置しないこと。
- (8) 指定された場所以外の場所でキャンプをし、又は火気を使用しないこと。
- (9) 危険防止柵を乗り越え、又は立入禁止区域に入らないこと。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (11) 承認を受けないで、物品の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (12) 係員の指示する事項に違反しないこと。

2 指定管理者は、入場者が前項各号のいずれかの規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、その入場者に対し、施設への入場を拒否し、施設からの退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(施設等の利用の承認)

第8条 施設等(別表に定めるものに限る。)を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、キャンプ場の管理上必要があると認める場合は、前項の承認(以下「利用の承認」という。)に条件を付することができる。

(利用の不承認等)

第9条 指定管理者は、利用の承認を申請する者によるキャンプ場の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理及び運営上支障があるとき。

(利用料金)

第10条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について市長の承認を受けなければな

らない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(入場料等の免除)

第11条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、入場料及び利用料金(以下「入場料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。

(入場料等の返還)

第12条 既に支払われた入場料等は、返還しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰さない理由により施設等を利用することができなくなったとき、その他特別の理由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該入場料等の全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 利用の承認を受けた施設等を転貸し、又は当該利用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(利用の承認の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他のやむを得ない事由により施設等を利用することができなくなったとき。
- (4) 工事その他キャンプ場の維持管理上又は運営上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

2 前項第1号から第3号までに掲げる場合のいずれかに該当することにより、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において利用者に損失が生じても、市長及び指定管理者は、その損失を補償しない。

(利用者の原状回復義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の承認を取

り消されたときは、直ちにその施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 1 6 条 利用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 7 条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 1 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の承認に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

(指定管理者による管理の期間の限度)

第 1 9 条 指定管理者がキャンプ場の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 0 条 指定管理者の指定（前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。）を受けようとするものは、キャンプ場の事業計画に関する書類、組織及び業務実績に関する書類その他の規則で定める書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 2 1 条 市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準の全てを満たしているもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。

(1) 前条の事業計画（以下この項において「事業計画」という。）によるキャンプ場の運営が住民による平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がキャンプ場の効用を最大限に発揮させているものであること。

(3) 事業計画の内容がキャンプ場の適切な維持管理及び経費の縮減を図ることができるものであ

ること。

(4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による申請がなかったとき、又は特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらず、キャンプ場の管理及び運営を効果的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第2条の規定により設置する福井市指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（指定の取消し等）

第22条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者がキャンプ場の管理及び運営を行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるキャンプ場の管理及び運営は、必要に応じて市長が行うものとする。この場合において、第4条から第12条まで及び第14条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、市長の権限とし、市長がしたものとみなす。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者の指定等の公示）

第23条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第24条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) キャンプ場の利用状況及び管理業務の実施状況
 - (2) 入場料等の収入実績
 - (3) キャンプ場の管理経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるキャンプ場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
- (指定管理者の原状回復義務)

第25条 指定管理者は、キャンプ場の管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者の業務に関与する者は、キャンプ場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びその指定に関し必要なその他の行為、入場料の承認及びその承認に関し必要なその他の行為、利用の承認及びその承認に関し必要なその他の行為、休場日の承認及びその承認に関し必要なその他の行為、利用時間の変更の承認及びその承認に関し必要なその他の行為並びに利用時間の公表並びに入場料等の免除は、この条例の施行の日前においても、第4条、第5条、第6条第2項、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第14条、第20条、第21条及び第23条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成31年3月20日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例（第43条、第56条及び第57条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の使用、利用、占用、観覧、配湯、採取及び搬入等（以下「使用等」という。）に係る使用料、利用料、利用料金、占用料、観覧料、配湯料、採取料、土砂採取料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第8条、第10条関係）

区分	単位	1回の利用につき	
ログキャビン（4人用）	1棟	宿泊	16,720円
		宿泊 ペット可	17,740円
		休憩	8,360円
		休憩 ペット可	8,870円
ログキャビン（8人用）	1棟	宿泊	21,970円
		宿泊 ペット可	22,980円
		休憩	10,980円
		休憩 ペット可	11,480円
オートキャンプ場	1区画	宿泊	4,580円
		宿泊 ペット可	5,600円
		休憩	2,290円
		休憩 ペット可	2,800円
ドッグラン	1頭		500円
バーベキューハウス	1炉		830円
テニスコート	半日（4時間まで）		2,610円
	1時間		730円

備考

- 1 「休憩」とは、午前9時から午後5時までの利用をいう。
- 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの利用をいう。
- 3 福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）第3章第3節の規定により入湯税が課される場合におけるログキャビンの利用料金の額は、上記の額に入湯税の額を加え

た額とする。

4 附属設備の利用料金の額は、規則で定める。